

市立認定こども園・保育園における
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
(第2版)

令和2年5月26日

令和2年9月30日改訂

加古川市こども部幼児保育課

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1 新型コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項 | 1 |
| 1 施設に関すること | 1 |
| 2 園児に関すること | 5 |
| 3 職員に関すること | 8 |
| 第2 園児及び同居家族若しくは職員における濃厚接触又は感染に係る各種対応等 | 9 |
| 1 相談の目安 | 10 |
| 2 園児若しくは職員が濃厚接触者又は感染者と認定された場合の対応 | 10 |
| 3 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別の禁止 | 13 |
| 第3 保護者に対する注意喚起、情報提供及び相談 | 13 |
| 1 注意喚起 | 13 |
| 2 情報提供 | 13 |
| 3 相談 | 15 |
| (参考資料) | |
| ・園内での主な清掃箇所（例） | 16 |
| ・清掃チェック表（例） | 17 |

注記： この資料内では、「市立認定こども園・保育園」を「園」、「子ども」を「園児」と統一して記載する。

記載内容は、作成時点での国あるいは県等の発表内容に基づいて作成したものであり、今後の感染症等の拡大状況によっては変更が生じることがある。

第1 新型コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

1 施設に関すること

(1) 施設内外の衛生管理として考えられる主な事項を以下に記載する。

※保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）から抜粋

[Https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf)

○保育室

- ・日々の清掃で清潔に保つ。ドアノブ、手すり、照明のスイッチ（押しボタン）等は、水拭きした後、アルコール等による消毒を行うと良い。

※主な清掃箇所やチェック表の例はP15・16を参照

- ・季節に合わせた適切な室温や湿度を保ち、換気を行う。加湿器使用時には、水を毎日交換する。また、エアコンも定期的に清掃する。

【保育室環境の目安】

室温：夏 26～28°C 冬 20～23°C、湿度：60%

○手洗い（参照：「正しい手洗いの方法」）

- ・食事の前、調乳前、配膳前、トイレの後、おむつ交換後、嘔吐物処理後等には、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行う。
- ・手を拭く際には、個人持参のタオルかペーパータオルを用い、タオルの共用は避ける。個人持参のタオルをタオル掛けに掛ける際には、タオル同士が密着しないように間隔を空ける。
- ・固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすいことに注意する。また、液体石けんの中身を詰め替える際は、残った石けんを使いきり、容器をよく洗い乾燥させてから、新しい石けんを詰める。

<正しい手洗いの方法>

以下の手順で、30秒以上、石けんを用いて流水で行いましょう。

- ① 液体石けんを泡立て、手のひらをよくこります。
- ② 手の甲を伸ばすようにこります。
- ③ 指先とつめの間を念入りにこります。
- ④ 両指を組み、指の間を洗います。
- ⑤ 親指を反対の手でぎり、ねじり洗いします。
- ⑥ 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。

*年齢の低い子どもには手洗いが難しいので、保護者や保育士、年上の子どもが一緒に洗う、手本を示すなどして、少しづつ手洗いを覚えさせていきましょう。



出典：高齢者介護施設における感染対策マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>

○おもちゃ

- ・直接口に触れる乳児の遊具については、遊具を用いた都度、湯等で洗い流し、干す。
- ・午前・午後とで遊具の交換を行う。
- ・適宜、水（湯）洗いや水（湯）拭きを行う。

○食事・おやつ

- ・テーブルは、清潔な台布巾で水（湯）拭きをして、衛生的な配膳・下膳を心掛ける。
- ・スプーン、コップ等の食器は共有しない。
- ・食後には、テーブル、椅子、床等の食べこぼしを清掃する。

【参考】

「保育所における食事の提供ガイドライン」（「保育所における食事の提供ガイドライン」について（平成24年3月30日付け雇児保発0330 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知別添））<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf>

「大量調理施設衛生管理マニュアル」（「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第65号厚生省生活衛生局長通知別添））

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000168026.pdf>

○トイレ

- ・日々の清掃及び消毒で清潔に保つ。（便器、汚物槽、ドア、ドアノブ、蛇口や水まわり、床、窓、棚、トイレ用サンダル等）
- ・ドアノブ、手すり、照明のスイッチ（押しボタン）等は、水拭きした後、消毒用エタノール、塩素系消毒薬等による消毒を行うと良い。ただし、ノロウイルス感染症が流行している場合には塩素系消毒薬を使用するなど、流行している感染症に応じた消毒及び清掃を行う必要がある。

(2) 次亜塩素酸水について

定期的に園へ配付するので、園での衛生管理に使用すること。

次亜塩素酸水についての詳細は、次のとおり。（参考：次亜塩素酸水Q&A）

○次亜塩素酸水とは

次亜塩素酸ナトリウムを薄めて弱酸性（pH5程度）に調整した、ノロウイルスやインフルエンザなど、ほとんどの書類の微生物に効果があるものであり、新型コロナウイルスにも効果があると考えられている。

○使用用途は

除菌、消臭に使用できる。

○使用方法は

スプレー・ボトルなどに入れて使用すること。

手指にも効果があると言われているが、自己責任で使用すること。

テーブル、ドアノブ、スイッチなどのスプレーしてタオルなどで一定方向に拭き取ること。（同じ箇所を往復させるように拭くと、ウイルスを塗り広げてしまう可能性がある。）また、色物の布を使うと色落ちする場合がある。

○直接触っても大丈夫か

直接触っても大丈夫であるが、特に塩素に敏感な方はゴム手袋を使用すること。

○市販の漂白剤を薄めて作ったものと同じか

市販の漂白剤は強アルカリ性であり、薄めても身体に直接使用できない。

次亜塩素酸水は弱酸性であり、身体に付着しても害はないと考えられる。

○濃度は

30ppm（0.003%）程度である。

○飲んでも大丈夫か

飲用ではないので、飲んではいけない。ただし、誤飲してしまっても健康に影響は無いと考えられる。

○保管方法は

直射日光を避け、冷暗所に保管すること。温度が高くなると、除菌効果が無くなる場合がある。

○どのくらいの間使用できるのか

使用期限は2週間程度であり、これを過ぎると除菌効果が無くなる場合がある。

○洗剤などと混ぜても大丈夫か

特に酸性の薬剤と混ぜると塩素ガスが発生して大変危険である。絶対にほかの薬剤とは混ぜないこと。万が一混ざってしまった場合には直ちに換気すること。

○臭いがする

塩素が含まれているため少し塩素の臭いがするが、健康に影響は無いと考えられる。

○廃棄方法は

水道水で10倍以上に希釈してからシンクなどに流すこと。

○目に入った場合は

染みがあるので、水でよく洗い流すこと。

(3) 3つの「密」を避けるための行動

感染拡大を防止するため、クラスター（集団）を発生させないことが重要であり、次の3つの行動を心掛ける。

参考：3つの「密」を避けるための手引き！（厚生労働省啓発チラシ）

ア 「密閉」空間にしないよう、こまめに換気する。

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に20cm程度開けて行うようにする。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的である。通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていないので、別途、換気を確保する。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明である。

イ 「密集」しないよう、人と人の距離を取る。

他の人と互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル程度）を取る。座席は、隣の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすい。また、真向かいに座らず、互い違いに座るのも有効である。

ウ 「密接」した会話や発音は、避ける。

密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちである。

対話での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ち、マスクを着用する。



2 園児に関するこ

【園児のマスク着用の考え方について】

子どもについては、子ども一人一人の発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めない。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されない。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて十分に注意し、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにすること。

(WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしている。)

(1) 登園前 (家庭)

毎朝、体温を測り、発熱、咳やのどの痛みなどの呼吸器症状（以下「発熱等」という。）がある場合は、登園を控えていただくよう保護者に周知する。健康観察表は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、園と健康状態についての情報を共有する。健康観察表は1か月分は保存する。

※健康観察表は、園独自のものを利用可。

(2) 登（降）園時

登園から降園まで園児はマスク着用とし、保護者に対しても、マスクを着用

するように協力を求める。また、お互いの距離を2メートル程度あけたり、近距離での会話を控えたりするなど、密にならないように心掛ける。

登園指導として、持参した健康観察表を基に、園児の健康状態を確認する。健康観察表を持参していない、又は、検温をしていない園児に対しては、体温を測定する。接触型体温計を使用した場合は、1回ごとに次亜塩素酸水又はアルコールで消毒する。

発熱等が認められた場合は、解熱剤を使用せず解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまでは受け入れ不可とする。

保護者に対して登園前の検温は求めないが、園児の健康状態の確認に合わせて、口頭で同居家族の健康状態を確認する。

(参考)

保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き（第1版：2020年3月25日　日本小児感染症学会新型コロナウイルス感染症に関するワーキンググループ）

（3）保育活動

ア 健康観察

登園後の健康状態を2～3回、定時に確認するように心がける。これらが困難な場合は、園の職員の負担にならない程度に調整する。確認する内容は、体温・咳・のどの痛み・鼻水・頭痛・倦怠感（体のだるさ）とする。

確認内容の症状が現れた場合、嘔吐や下痢・いつもと比べて食欲や元気がない・顔色が悪いなどの症状が現れた場合には、まず、園児のかかりつけ医や嘱託医に相談する。医師が判断に迷う場合には、幼児保育課に連絡をし、対応方法を相談する。これらの症状は一般的な風邪の症状と区別することはできないため、症状が現れたからすぐに新型コロナウイルス感染症の可能性があると考える必要はないが、慎重に対応する。

(参考)

保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き（第1版：2020年3月25日　日本小児感染症学会新型コロナウイルス感染症に関するワーキンググループ）

イ 行事の考え方

行事の考え方として、当面は、園児数の多い学級にあっては、可能な限りグループに分け、保育を行う。また、年間行事を見直し、園行事のもち方を工夫する。

ウ 熱中症対策

熱中症防止のため、特に気温・湿度・風の有無等の気象状況及びW B G T（暑さ指数）に十分留意するとともに、園児個々の体力に応じた指導を行う。

家庭及び園における健康観察時に、新型コロナウイルス感染症に関する症状に加えて、熱中症の有無についても十分注意する。

登園に合わせて、各保育室のエアコンを作動させ、出入り口を開閉し、こまめに換気する。

戸外活動を終え入室する場合は、水分補給を促す（マスク、タオル等の取り扱いに注意する。）。

屋外での活動は、WBGTが31°C以上で、原則、活動を禁止する。

● 暑さ指数の使い方

暑さ指数（WBGT）は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO等で国際的に規格化されています。（公財）日本体育協会では「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会では「日常生活に関する指針」を下記のとおり公表しています。労働環境では世界的にはISO7243、国内ではJIS Z 8504 「WBGT（湿球黒球温度）指數に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境」として規格化されています。

● 日常生活に関する指針

| 温度基準 (WBGT) | 注意すべき 生活活動の目安 | 注意事項 |
|--------------------|-------------------|---|
| 危険 (31°C以上) | すべての生活活動でおこる危険性 | 高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。 |
| 厳重警戒 (28~31°C※) | | 外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。 |
| 警戒 (25~28°C※) | 中等度以上の生活活動でおこる危険性 | 運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。 |
| 注意 (25°C未満) | 強い生活活動でおこる危険性 | 一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。 |

※ (28~31°C) 及び (25~28°C) については、それぞれ28°C以上31°C未満、25°C以上28°C未満を示します。
日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」（2013）より

● 運動に関する指針

| 気温 (参考) | 暑さ指数 (WBGT) | 熱中症予防運動指針 | |
|------------|----------------|--------------------|---|
| 35°C以上 | 31°C以上 | 運動は原則中止 | WBGT31°C以上では、特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合は中止すべき。 |
| 31~35°C | 28~31°C | 厳重警戒 (激しい運動は中止) | WBGT28°C以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息を取り水分・塩分の補給を行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。 |
| 28~31°C | 25~28°C | 警戒 (積極的に休息) | WBGT25°C以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息を取り適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。 |
| 24~28°C | 21~25°C | 注意 (積極的に水分補給) | WBGT21°C以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。 |
| 24°C未満 | 21°C未満 | ほぼ安全 (適宜水分補給) | WBGT21°C未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。 |

（公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）より

エ 留意事項

(ア) プール遊び・水遊びについて

- ・小学校の水泳実習の中止に伴い、プール遊びは行わない。
- ・水遊びでは、密集したり近距離で接触したりしないような環境づくりをする。

(イ) 保育活動時について

- ・できる限り、屋外で活動する。
- ・飛沫感染の恐れがない活動時には、マスクを着用せずに活動してもよい。
- ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。
- ・活動が終わったら、必ず石けんで手洗いをする。

(4) 健康診断

令和2年度の園児の健康診断については、1学期は実施せず、園医と相談の上、2学期以降に実施する。

(5) 給食

給食の前にせっけんを用いた手洗いを徹底する。

給食の配食にあたっては、各個人では行わず、職員が行い、おかわり等の配食も、職員が行う。

喫食にあたっては、直前までマスクを着用し、飛沫を飛ばさないよう、座席の間隔を開けて、会話を控えるよう指導する。

3 職員に關すること

職員はマスクを着用、清潔な服装と頭髪を保ち、爪を短く切るなど、常に衛生管理を意識すること。

また、出勤前に各自で体温を計測し、発熱等が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。

ここでいう職員とは、園児に直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、園の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

<咳エチケット>

飛沫感染による感染症が園内で流行することを最小限に食い止めるために、日常的に咳エチケットを実施しましょう。素手のほか、ハンカチ、ティッシュ等で咳やくしゃみを受け止めた場合にも、すぐに手を洗いましょう。

①マスクを着用する（口や鼻を覆う）

- ・咳やくしゃみを人に向けて発しないようにし、咳が出る時は、できるだけマスクをする。
- ②マスクがないときには、ティッシュやハンカチで口や鼻を覆う
- ・マスクがなくて咳やくしゃみが出そうになった場合は、ハンカチ、ティッシュ、タオル等で口を覆う。
- ③とっさの時は、袖で口や鼻を覆う。
- ・マスクやティッシュ、ハンカチが使えない時は、長袖や上着の内側で口や鼻を覆う。



(参考)

保育所等における感染症拡大防止のための留意事項について（第二報）（令和2年5月14日 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等）

第2 園児及び同居家族若しくは職員における濃厚接触又は感染に係る各種対応等

1 相談・受診の目安

※「新型コロナウィルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について
(令和2年5月11日) から抜粋

(1) 相談・受診の前に心がけておきたいこと

- ・発熱等の風邪状況が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- ・発熱等の風邪状況が見られたら、毎日、体温を計測して記録しておく。
- ・基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウィルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談する。

(2) 相談の目安

ア 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談する。（これらに該当しない場合の相談も可能）

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

- ・発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合はすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様）

イ 以下のような方は重症化しやすいため、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合は、すぐに相談する。

- ・高齢者

- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方

- ・透析を受けている方

- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- ・妊婦の方

ウ 小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センター【平日9時～17時30分：079-422-0002、休日及び夜間17時30分～翌9時：078-362-9980】やかかりつけ小児医療機関に電話などで相談する。

(3) 医療機関にかかるときの注意事項

- ・複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例があるので、複数の医療機関を受診することは控える。

- ・医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、ひじの内側などを使って、口や鼻をおさえる）を徹底する。

2 園児若しくは職員が濃厚接触者又は感染者と認定された場合の対応

(1) 濃厚接触者とは

「患者の感染可能期間」（発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウィルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

出典：新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

（令和2年4月20日版）国立感染症研究所感染症疫学センター

（2）濃厚接触者と認定された場合

園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該園児の保護者に対し、登園を避けるように要請すること。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安とする。職員の場合も園児と同様の対応を行うこととし、2週間を目安に、自宅待機を要請する。

（3）感染者と認定された場合

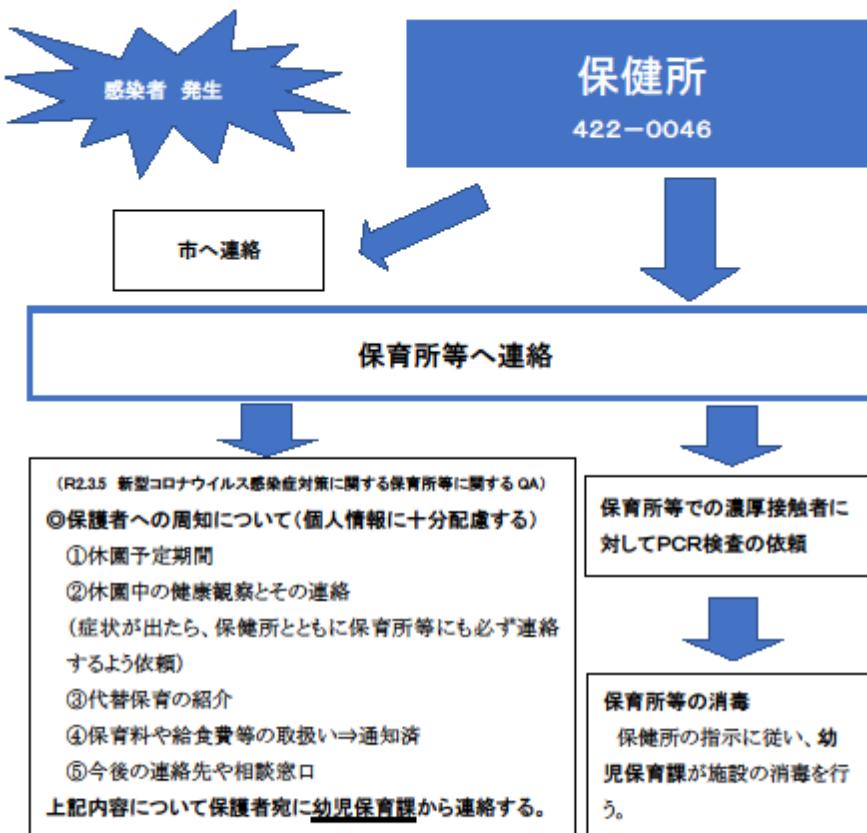
臨時休園の規模や期間について、保健所と十分相談の上、判断する。

※上記（2）及び（3）のいずれの場合においても、園は保護者や保健所から、濃厚接触者又は感染者と認定された情報を入手した場合には、速やかに幼児保育課へ連絡すること。

（参考）

子どもや職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の保育所等の対応について（再周知）（令和2年4月17日 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等）

公立保育所等で感染者が発生した場合のフロー (R2.4.17作成)



子どもが濃厚接觸者に特定された場合

(R2.3.5 新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関する QA)

子どもが感染者の濃厚接觸者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市町村は、当園を避けるように要請すること。なお、この場合において登園を避ける期間の基準は、感染者の最後に濃厚接觸をした日から起算して2週間を目安とする。

【市の対応】子どもが検査中の場合は、個人情報保護の観点から、在園保護者への連絡は行わない。

(4) 園児の出席停止の考え方

園長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする。

主な事案として、上記（2）、（3）及び新型コロナウイルス感染拡大防止のために登園を自粛した場合が考えられる。

3 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の禁止

国内において、感染者、濃厚接触者及び医療従事者等やその家族に対して、誤解や偏見に基づく差別的取扱いや言動の事例が報告されている。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路不明による感染例も多く報告されていことから、感染防止策を講じていても感染を避けることはできないものであり、また、医療従事者等は感染防御を十分にした上で、対策や治療にあたっている。

よって、感染者、濃厚接触者等への差別や偏見は、断じて許されるものではなく、偏見や差別が生じないように、感染症に対する正しい知識と情報を身に付けて、十分に配慮する必要がある。

また、園へ感染者、濃厚接触者等の情報が入った場合においては、丁寧に対応し、個人が特定されることのないよう、個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

第3 保護者に対する注意喚起、情報提供及び相談

1 注意喚起

園児については、園現場で感染リスクに備えるとともに、園外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行う。職員についても、同様に注意喚起を行う。

- ・毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。

2 情報提供

園での生活だけでなく、家庭においても感染予防に努めることが感染拡大防止に繋がることから、保護者に対して、厚生労働省が公表した、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例の内容について情報提供する。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

3 相談

園児及び保護者が抱えている各種悩みや不安に対して、園でも可能な限り心のケアに努めるとともに、下記相談窓口を案内するなど、丁寧な対応を心掛ける。

相談窓口

●こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556

●兵庫県いのちと心のサポートダイヤル 078-382-3566

心の健康相談を中心に、自殺予防に繋がるようご相談に応じます。

電話相談だけでは対応が難しい場合には、最も適した他の健康機関や法律相談窓口などを紹介します。

●加古川市教育相談センター 079-421-5484

対象は加古川市内の幼児（年長5歳児）からであり、乳幼児（5歳未満）の相談は、育児保健課で行っている。

●乳幼児子育て相談（育児保健課） 079-427-9217

（子育て世代包括支援係）

079-427-9216

（母子保健係）

乳幼児の発達など、子育ての悩みについて、保健師による相談であり、必要に応じて心理士による相談もできる（予約制）。

また、健診やそのほかの育児に関する相談も受け付けている。

園内での主な清掃箇所（例）

掲載している箇所はあくまで例示であり、その他手が触れるところなど、園ごとに必要と思われる箇所を清掃すること。

●保育室等

| | | | | |
|-----|-------|------|----------|-------|
| 机 | 椅子 | おむつ台 | おむつ交換マット | おむつ入れ |
| 床 | 壁スイッチ | ベッド柵 | おもちゃ | 本 |
| 靴箱 | 窓 | 扉 | 棚 | 洗面台 |
| テレビ | リモコン | カーテン | 清掃用具 | |

●職員室等

| | | | | |
|------|-------|------|------|-------|
| 机 | 椅子 | パソコン | マウス | ロッカー類 |
| 床 | 壁スイッチ | 本 | ファイル | 窓 |
| 扉 | 柵 | 手洗い | テレビ | リモコン |
| カーテン | 清掃用具 | 冷蔵庫 | | |

● トイレ

| | | | | |
|---|------|-----|-------|---|
| 床 | 洗面台 | 便器 | 壁スイッチ | 窓 |
| 扉 | スリッパ | 換気扇 | 清掃用具 | |

清掃チェック表（例）

○月

| | 保育室 | | 職員室 | | トイレ | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| | 時刻 | 清掃者 | 時刻 | 清掃者 | 時刻 | 清掃者 | 時刻 | 清掃者 |
| 1() | | | | | | | | |
| 2() | | | | | | | | |
| 3() | | | | | | | | |
| 4() | | | | | | | | |
| 5() | | | | | | | | |
| 6() | | | | | | | | |
| 7() | | | | | | | | |
| 8() | | | | | | | | |
| 9() | | | | | | | | |
| 10() | | | | | | | | |
| 11() | | | | | | | | |
| 12() | | | | | | | | |
| 13() | | | | | | | | |
| 14() | | | | | | | | |
| 15() | | | | | | | | |
| 16() | | | | | | | | |
| 17() | | | | | | | | |
| 18() | | | | | | | | |
| 19() | | | | | | | | |
| 20() | | | | | | | | |
| 21() | | | | | | | | |
| 22() | | | | | | | | |
| 23() | | | | | | | | |
| 24() | | | | | | | | |
| 25() | | | | | | | | |
| 26() | | | | | | | | |
| 27() | | | | | | | | |
| 28() | | | | | | | | |
| 29() | | | | | | | | |
| 30() | | | | | | | | |
| 31() | | | | | | | | |

